

諮問番号：諮問第 180 号

答申番号：答申第 180 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県田川児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った福岡県療育手帳交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日の改正前のもの。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定に基づく療育手帳書換え処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 処分庁により令和元年 11 月 8 日付けで再判定（以下「本件再判定」という。）による療育手帳の書換えがあったが日常生活も不便で著しい制約があるにもかかわらず等級が変更されないことは、認める事が出来ない。
- (2) 検査方法を田中ビネー式知能検査で行った事に関しては、問題ない。
だが、その検査を直近で、受けていて、なおかつ母親同伴で受けたのが、問題である。
直近で受けていれば、問題内容を覚えていたという事が高得点につながったと考える。
- (3) B 2 の者に対する判断基準が A の判断基準というのは、おかしいと思う。
本当に正確な判断を出すなら、B の症例と照らし合わせて、判断するのが妥当なのではないか。
- (4) 食事の件については、自立していると、判断されているが、食事を温める事も出来ず、母親が帰って来るまで、何も食わず、空腹に耐えている現状が自立していると言えるのか。

2 審査庁の主張の要旨

本件再判定及び本件処分は、交付要綱、福岡県児童相談所療育手帳判定実施要領（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「実施要領」という。）及び福岡県児童相談所療育手帳判定について（申合せ）（平成 30 年 3 月 9 日施行。以下「申合せ」という。）並びに田中ビネー知能検査Ⅴ実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、不合理な点は見当たらない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、本件処分により本件児童の障がいの程度を B 2 としたことに違法又は不当な点はないかということにある。

- (1) 障がいの程度の判定基準については、交付要綱の別紙で定められており、判定の手法等については、申合せで定められている。これらは、療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生省事務次官通知）及び療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえて定められたものであり、その内容について、不合理と目すべきところは見当たらない。
- (2) 本件再判定に当たっては、福岡県田川児童相談所（以下「本件判定機関」という。）において、心理判定員が本件児童に対して面接判定により「田中ビネー知能検査Ⅴ」を実施したところ、知能指数が 70 であるとしている。この数値は、田中ビネー知能検査Ⅴ実施マニュアルに基づいて実施された検査により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査Ⅴ採点マニュアルに沿って適正に算出されたものと認められる。
- (3) 本件における障がいの程度の判定基準について、重度「A」とされるためには、18 歳未満の者については、重度障害児支援加算費について（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「重度障害児支援加算費実施要綱」の 2 の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもものと認められる必要がある。

本件児童の知能指数は 70 とされており、重度障害児支援加算費実施要綱の 2 の(1)で定められた「おおむね 35 以下」を大きく超えている。また、心理判定員が本

件児童の母から聴き取った内容からは、本件児童が日常生活動作の介助を必要とすることが窺われるような事実は認められないことから、処分庁が、本件児童の障がいについて日常生活において常時介護を要する程度のものとは認められないと判断したことは、不合理とは言えない。

これらのことから、本件児童の障がいの程度は重度「A」には該当せず、知能指数から、その他「B」に該当し、その表示区分はB2（軽度）とすべきものと認められる。

- (4) 以上のとおり、本件再判定及び本件処分は、交付要綱、実施要領及び申合せ並びに田中ビネー知能検査V実施マニュアル及び採点マニュアルに定められた手続に従って行われたものと認められ、その過程において、これらの定める方法、基準等にそぐわない点や、不合理と目すべきところは見当たらない。

したがって、処分庁が本件再判定の結果を基にして本件処分を行ったことは相当であり、このことに違法又は不当な点は認められない。

- (5) なお、審査請求人は、本件児童は、本件再判定の約2か月前に、他機関で田中ビネー知能検査Vを受検していたことから、本件再判定の結果であるIQ70は、直近の検査の影響を受けたものであり、処分の根拠とする検査結果としては信頼性に欠けるものであり、これに基づいて本件処分を行ったことは違法又は不当である旨の主張をしているものと解される。

たしかに、田中ビネー知能検査Vを実施する場合、前回の実施から間隔が短い場合、検査への練習効果がみられるなど発達の指標として信頼性に欠けることが認められる。本件再判定についてみても、約2か月前に実施した検査の結果がIQ52であったことに対し、本件再判定の結果がIQ70と大きく改善していることに鑑みても、約2か月前に検査を実施したことが本件再判定の結果に影響している可能性は否定できない。

また、申合せにおいても、「直近で他機関において田中ビネー知能検査Vを受けている場合は、半年以上経過していることが望ましい」とされている。

以上のことから、本件再判定に当たって、判定の手法として田中ビネー知能検査Vを用いたことは、望ましいものではなかったといわざるを得ない。

しかしながら、交付要綱及び実施要領では、直近で他機関において田中ビネー知能検査Vを受けている場合に関する規定は特段定められておらず、申合せにおいて

も、このような場合について、半年以上経過していることが望ましいとされていることにとどまり、半年以上経過していない場合、同検査を用いた再判定を許さない趣旨ではないと解することが相当である。

また、審査請求人は、本件児童が約2か月前に田中ビネー知能検査Vを受検したことを認識した上で、本件再判定を申し込んでいる。

そして、本件再判定の結果と約2か月前の他機関での検査結果とでは、知能指数は異なるが、いずれの検査結果においても療育手帳の表記がB2となることから、本件再判定の検査方法として田中ビネー知能検査Vを用いたことが、本件処分の結果に影響を与えたとまでは認められず、本件処分が違法又は不当な処分であるとまでは認められない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年11月1日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年12月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、等級が変更されないことは、認める事が出来ないと主張しているところ、これは、本件児童の障がいの程度は重度「A」又はその他「B」の表示区分B1（中度）であるとの主張であると解される。しかしながら、重度「A」と判定されるためには、18歳未満の場合、「重度障害児支援加算費実施要綱」の2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のものと認められる必要がある。

本件判定機関は、本件再判定に当たって、田中ビネー知能検査V実施マニュアルに基づいて実施された「田中ビネー知能検査V」により得られた結果を基に、田中ビネー知能検査V採点マニュアルに沿って適正に知能指数を算出している。

当該検査の結果及び当該検査の際に本件判定機関の心理判定員が本件児童の母から

聴き取った内容を踏まえると、本件児童の障がいの程度は、「重度障害児支援加算費実施要綱」の2の(1)又は(2)に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のものとは認められないため、重度「A」に当たらないとした処分庁の判断に、不合理な点はない。

また、本件判定機関は、交付要綱、実施要領及び申合せに従い、当該検査の結果に基づき、障がいの程度はその他「B」の表示区分B2（軽度）と判断したものと認められる。

したがって、処分庁が本件再判定の結果を基にして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件児童は、本件再判定の約2か月前に、他機関で田中ビネー知能検査Vを受検していたことから、その際の記憶が今回の検査結果に反映されて、得点が高くなったものであり、処分の根拠としては信頼性に欠けるから、これに基づいた本件処分は違法又は不当である旨主張している。本件児童の得点の状況から、2か月前の受検が影響している可能性は皆無ではないというべきであるが、他により適切な検査方法が見当たらない以上、本件再判定の検査方法として田中ビネー知能検査Vを用いたことが適切ではないということはできず、また、今回の検査結果と他機関での検査結果は、いずれにおいても療育手帳の表記がB2となることから、本件再判定の検査方法として田中ビネー知能検査Vを用いたことにより、本件処分の妥当性が損なわれるものではないといえることができる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子